

久御山町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 下水道使用料賦課漏れ（以下「賦課漏れ」という。）の再発防止を図るため、久御山町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 賦課漏れの事実関係等の把握に関すること。
- (2) 賦課漏れの再発防止対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、賦課漏れの再発防止に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、第4項の委員のうち副町長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、第4項の委員のうち事業建設部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 総務部長
- (3) 事業建設部長
- (4) 総務課長
- (5) 上下水道課長

(職務)

第4条 委員長は、対策委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 対策委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 対策委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第6条 対策委員会は、会議の結果を町長に報告する。

(庶務)

第7条 対策委員会の庶務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。